

添付書類チェックリスト

遺産分割などが終わっていない場合

- 申告者全員の住民票または戸籍の附票
 - 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本または住民票（本籍・筆頭者記載のもの）
 - 申告者全員の現在の戸籍謄本
 - 【法定相続人が第2順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類
主な例：被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
 - 【法定相続人が第3順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類
主な例：被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
および被相続人の親の死亡が確認できる戸籍謄本
- ※第2・第3順位については下図「(参考) 法定相続人の範囲」を参照

遺産分割協議書がある場合

- 遺産分割協議書および法定相続人全員の印鑑登録証明書
 - 申告者全員の住民票または戸籍の附票
 - 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
 - 法定相続人全員の現在の戸籍謄本
 - 【法定相続人が第2・第3順位の場合】
先順位法定相続人がいないことが確認できる書類
- ※第2・第3順位については下図「(参考) 法定相続人の範囲」を参照

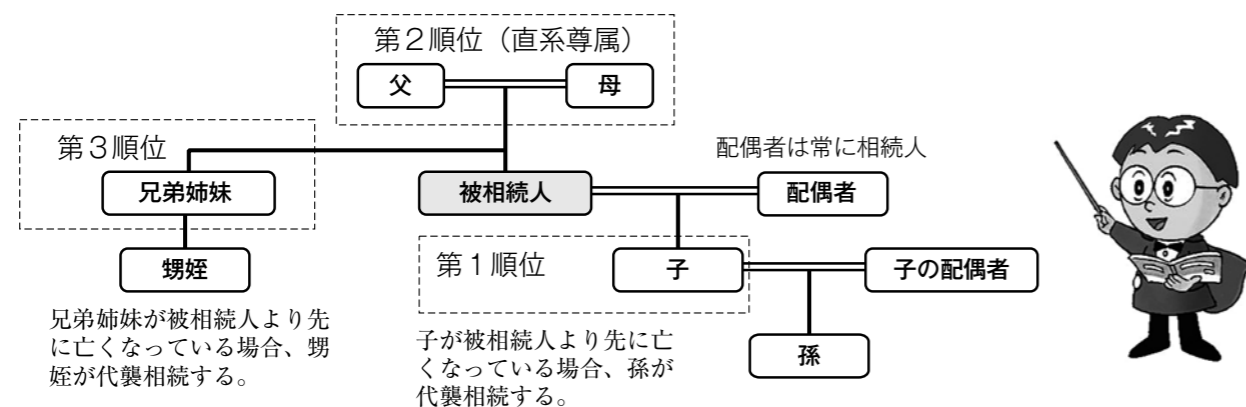
遺言書がある場合

- 遺言書（自筆証書遺言の場合は、検認済証明書または遺言書情報証明書を含む。）
- 申告者全員の住民票または戸籍の附票
- 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本または住民票（本籍・筆頭者記載のもの）

留意事項（共通）

- ※ 添付書類はすべて写しで構いません。
- ※ 戸籍謄本は法務局出張所（登記所）で作成された法定相続情報一覧図で代用可能です。
ただし、申告者全員の住民票または戸籍の附票の提出は必要です。
- ※ 状況により、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 上記に当てはまらない場合は、土地・家屋が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

(参考) 法定相続人の範囲（先順位の相続人が1人もいない場合、後順位の相続人が法定相続人になる。）



現所有者申告のご案内

現所有者申告制度とは？

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人などの新たな所有者（現所有者）となった方は、ご自身が現所有者であることを申告する必要があります。この制度は令和3年4月から始まりました。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。

申告対象者


- 23区の土地・家屋の所有者が亡くなられたことにより、現所有者となった方
- ※現所有者とは、法定相続人（亡くなった方の配偶者、子など）や遺産分割・遺言などにより土地・家屋を所有することになった方です。
- ※相続登記などにより、不動産登記簿のご名義を変更された場合、申告の必要はありません。

申告方法

- ・現所有者申告書と添付書類を、3か月以内に、土地・家屋が所在する区にある都税事務所へご提出ください。
- ・添付書類については、添付書類チェックリストをご確認ください。

申告の際の留意点

- ・申告義務は現所有者全員にありますが、代表者が複数の現所有者をまとめて申告することもできます。この場合、記載されたその他現所有者の方が別途申告する必要はありません。
- ・遺産分割協議書、遺言書などが無い場合、当該土地・家屋は法定相続人全員の共有とみなされ、固定資産税・都市計画税は法定相続人全員が連帯して納税する義務を負います。
- ・現所有者申告書・添付書類に基づき、新たな納税義務者を認定します。認定以降、当該納税義務者のうち代表者に納税通知書を送付します。
- ・この申告により不動産登記簿のご名義は変更されません。相続登記などについては所管の法務局出張所（登記所）へご相談ください。

 東京都主税局

東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

令和3年3月作成

固定資産（土地・家屋）現所有者申告書

令和×年 5月 1日

新宿 都税事務所長 宛

複数の現所有者をまとめて申告する場合、納税通知書の受取人となる方がご記入ください。

住所 新宿区西新宿〇丁目×番△号
代表申告者 氏名（名称）都庁 花子
電話 ××-××××-××××

固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、東京都都税条例第136条の4の規定に基づき、地方税法第384条の3に規

不動産登記簿の所有者が複数名である場合は、共有者数も記載してください。

1 固定資産課税台帳上の所有者（被相続人）

フリガナ氏名	トチョウ タロウ 都庁 太郎	死亡年月日	令和×年 4月 1日
住所	新宿区西新宿〇丁目×番△号		
登記名義	都庁 太郎 外2名		

2 現所有者（代表申告者を含む。）

フリガナ氏名（名称）	住所	被相続人との関係
トチョウ ハナコ 都庁 花子	新宿区西新宿〇丁目×番△号	配偶者
トチョウ イチロウ 都庁 一郎	同上	長男
トチョウ ジロウ 都庁 次郎		

●遺言などにより固定資産の相続人が決まっている場合
→相続する人についてご記入ください。
(遺言により A のみが相続する場合…A のみ記載)
●上記以外の場合
→法定相続人についてご記入ください。
(ABC 3名分をまとめて申告する場合、3名全員について記載)

3 所有権移転登記手続の状況

登記の予定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	登記予定有の場合、予定時期	令和×年 5月 末日
-------	--	---------------	------------

4 資産の表示

区分	所在	家屋番号	備考
<input checked="" type="radio"/> 土地・家屋	新宿区西新宿〇丁目□番△		
土地・ <input checked="" type="radio"/> 家屋	新宿区西新宿〇丁目□番地△	□番△	

不動産登記簿または課税明細書の所在・家屋番号を記入してください。
(住所ではありません。)

- 備考
- 1 本申告書に複数の現所有者を記載して申告する場合、記載された者は別途申告書を提出しなくてもよい。
 - 2 被相続人の資産を現に所有している事実が確認できる書類及び現所有者の住所が分かる書類を添付すること。
 - 3 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付すること。
 - 4 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

固定資産（土地・家屋）現所有者申告書

年 月 日

都税事務所長 宛

住所
代表申告者 氏名（名称）
電話

固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、東京都都税条例第136条の4の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。

1 固定資産課税台帳上の所有者（被相続人）

フリガナ氏名		死亡年月日	年 月 日
住所			
登記名義			

2 現所有者（代表申告者を含む。）

フリガナ氏名（名称）	住所	被相続人との関係

3 所有権移転登記手続の状況

登記の予定	有・無	登記予定有の場合、予定時期	年 月 日
-------	-----	---------------	-------

4 資産の表示

区分	所在	家屋番号	備考
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			
土地・家屋			

- 備考
- 1 本申告書に複数の現所有者を記載して申告する場合、記載された者は別途申告書を提出しなくてもよい。
 - 2 被相続人の資産を現に所有している事実が確認できる書類及び現所有者の住所が分かる書類を添付すること。
 - 3 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付すること。
 - 4 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。